

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	上野 和幸
視察地	洲本市		
調査事項	議会ハラスメント防止対策について		
視察年月日	令和6年7月9日		
視察内容	1 はじめに 令和6年7月8日～11日の日程で、ハラスメント防止対策に関して先進地である洲本市、四日市市、長野市への議会運営委員会の視察が実施された。旭川市においては、まだ実態調査を終えていない状況であるが、今後、ハラスメント防止に関しての条例もしくは要綱の整理については喫緊の課題であり、今回の視察に大きな期待を持って臨んだ。 2 洲本市について 洲本市は、淡路島の中央部に位置し、島内の幹線の拠点地域である。また、室町時代に築かれた洲本城により、城下町として発展し、大正末期には名実ともに淡路島の中心として繁栄した。風光明媚な景観と豊かな自然、新鮮な海産物等、観光地としても栄えている。平成18年に洲本市・五色町が合併して新しい洲本市が誕生し、現在人口41,236人（令和2年）となっている。 3 洲本市のハラスメント防止対策について (1) これまでの経緯 福岡県議会でのハラスメント防止条例当時は、議会運営委員会の中での本格的な協議はなされていなかった。令和4年に一部の議員によるパワハラと思われる事態が発生し、令和5年の役員改選を経て調査研究がなされ、6月提案となった (2) ハラスメント防止条例と洲本市議会ハラスメント審査会について 洲本市のハラスメント防止条例第6条第2項において、議員の名前公表については洲本市ハラスメント審査会（以下、審査会）の意見を聴かなければならないとなっている。同条例第7条には、審査会の設置に関わること、同条第2項には審査会の構成メンバーについての内容が記されている。 (3) ハラスメント防止条例施行規程について ハラスメント申し出書を議長に提出後、調査は議長の指名を受けた議員及び議会事務局の職員が行うとしている。審査会については、審査に付された案件がある場合、6人の議員による審査を行う。認定されたものは、公表する。 4 所見 洲本市の取組は、ハラスメント防止条例の制定までスピード感を感じた。また、審査会の設置など、申し出から調査、審査会による審査の過程がわかりやすく、旭川市の実施の大きな指針となると思う。しかしながら、実際の事案でのマスコミ等への公表については、難しさや課題を感じた。		

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	上野 和幸
視察地	四日市市		
調査事項	議会ハラスメント防止対策について		
視察年月日	令和6年7月10日		
視察内容	1 四日市市について 四日市市は、我が国の中央部に位置し、古くから「四日の市」と呼ばれ、商業の町として栄え、東海道五十三次の43番目の宿場町として陸海交通の要衝として繁栄してきた。 昭和30年代からは、わが国初の石油コンビナートが臨海部に形成され、わが国有数の工業都市として発展してきた。人口は、305,424人（令和2年）であり、議員数も34人と旭川市とほぼ同じ規模の都市である。 2 ハラスメント防止対策について (1) 市議会ハラスメント防止等に関する条例制定までの経緯 令和3年度、ハラスメントの実態はなかったが、全議員が一堂に会して市政に関する課題に対し、共通認識を図りに政策立案機能の向上を目指す<u>議員政策研究会</u>において提言があったことがきっかけである。その後、<u>議会改革検討会</u>において検討を重ね令和4年度、市議会ハラスメント防止等に関する条例案が示された。 (2) ハラスメント事案への対応について ・市長部局からの申出書等（市長からを想定）の提出があった場合 文書の受付→事実の調査→議会への報告→注意、指導 ・個別での申出があった場合 相談の受付→議長への報告→事実の調査→注意、指導→議会への報告 ＊必要に応じて、第3者機関である弁護士に相談を行う。 3 所見 四日市市の取組には、議会運営上、参考となる内容があった。まずは、議員政策研究会の設置についてである。全議員が一堂に会して市政に関する様々な課題に対し、テーマを募って、分科会において調査研究を行うという実践的な取組が行われている。旭川市においても、今後検討すべきと考える。ハラスメント防止対策については、事案の対応場面において第3者機関の弁護士に相談を行うなど調査に対し慎重に対応しているところが参考となった。ちなみに、議会予算の中に弁護士費用を組み入れている点も注目すべきである。さらに、ハラスメントの公表については、慎重な対応を感じた。 「条例制定で終わりではない」今後に向けた方向性の一言が、耳に響いている。		

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	上野 和幸
視察地	長野市		
調査事項	議会ハラスメント防止対策について		
視察年月日	令和6年7月11日		
視察内容			
1 長野市について 長野県の北信地方にある県内で最も人口の多い市であり、長野県の県庁所在地、中核市に指定されている。また、長野都市圏・北信地方の中心都市でもある。 1988年には第18回冬季オリンピック長野大会が開催され、市長は冬季オリンピック日本代表の荻原健司さん。人口は、362,260人と旭川市より少々多い人口となっている。 2 議会ハラスメント防止対策について (1) 長野市議会におけるハラスメントの防止等に関する要綱検討の経緯について - 令和3年9月27日、市長から定例会の一般質問において議員から威圧的な発言があったことに関して、議長宛てに申し入れがあったことを議長から報告されたことをきっかけとして、議会としてハラスメント防止のための倫理規定を整備について検討していくことを確認する。 - 令和3年11月、要綱（案）を作成するに至った経過説明。要綱（案）事務局案の説明があったが、協議が整わず令和3年12月施行は行われず、令和4年4月8日の施行となった。 (2) 長野市議会における苦情相談等の処理について - 当初の協議機関は、「会派代表者会議」であったが、会議録を作成していない。会派代表者会議は決定機関ではないなどの意見により、専門組織として「長野市議会ハラスメント調査委員会」を設置することを、議長から申し入れた。 - 議員の名前を公表することは議員の名誉を毀損する実質的なペナルティとなり、地方自治法134条を超える判断として行わない。 3 所見 長野市については、ハラスメント条例ではなく要綱とした理由について、「検討を始めた当時、要綱で対応していた自治体が多かったため」とのことである。長野市議会ハラスメント調査委員会の設置については、各会派等から1名を指名。委員会の会議は、公表とするが委員会の議決によっては秘密会とすることが出来るとなっている。旭川市においても、その実効性を高めるためにも「ハラスメント調査委員会」の設置が必要と感じた。また、ハラスメント防止について、条例の制定か要綱とするのかについては、十分な検討が必要と感じた。今回視察した3市の実践は、実態調査を終えた旭川市にとって大きな示唆を与えてくれた。心より感謝したい。			

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること